講義Ⅳ
共通評価項目の見直しについて
（救護施設･更生施設･宿所提供施設）

評価者フォローアップ研修（共通コース）
令和4年4月開催
東京都福祉サービス評価推進機構

この講義では、令和３年度に共通評価項目の見直しを行った保護施設について説明します。
保護施設のうち、第三者評価の対象とされている救護施設、更生施設、宿所提供施設の３サービス種別の見直しを行いました。

講義内容

1　見直しの概要

2　救護施設の項目見直し

3　更生施設の項目見直し

4　宿所提供施設の項目見直し

5　項目見直しに伴う評価手法について

6　機構からのお願い

講義内容は、６点あります。
１点目は、見直しの概要について。
ここでは、見直しの範囲や背景、観点等を説明します。
２点目は、救護施設の項目見直しについてです。
３点目は、更生施設の項目の見直しについて。
４点目は、宿所提供施設の項目見直しについて。
５点目は、項目見直しに伴う評価手法について。
６点目は、今後の評価に関するお願いについてです。

1　見直しの概要

それでは、令和３年度共通評価項目の見直しの概要について説明します。

(1)令和3年度　共通評価項目の見直しの範囲

○見直しを行ったサービス種別は、以下の保護施設

・救護施設
・更生施設
・宿所提供施設

○見直した項目：
・事業評価共通評価項目のカテゴリー6（サービス提供のプロセス）
・利用者調査共通評価項目
※全サービス共通の項目（カテゴリー1～5、7及び組織マネジメント）の見直しは行わず、サービス種別ごとに設定されている項目を見直した。

まず、令和３年度、共通評価項目の見直しの範囲です。
令和３年度は、保護施設のうち、第三者評価の対象とされている、救護施設、更生施設、宿所提供施設の３サービスについて見直しました。
見直した項目は、事業評価の共通評価項目のカテゴリー６サービス提供のプロセスと、利用者調査の共通評価項目です。
全サービス共通の項目であるカテゴリー１から５、及びカテゴリー７の組織マネジメントの項目は見直しを行っていません。

（2）見直しの背景

ア　経緯

〇救護施設

平成15年度	東京都において福祉サービス第三者評価を開始
平成16年度	国のガイドラインを踏まえた共通評価項目の見直しを検討
平成17年度	見直し後の共通評価項目で評価を実施

次に、項目の見直しの背景についてです。
まず、経緯ですが、救護施設については、平成15年度の第三者評価本格実施時に、評価を開始しました。
翌年度の平成16年度には、国のガイドラインを踏まえた共通評価項目の見直しを検討し、翌平成17年度から見直し後の項目で評価を行っております。

○更生施設・宿所提供施設

平成17年度	東京都において福祉サービス第三者評価を開始

イ　国の動向
・平成30年9月20日付厚生労働省社会・援護局通知「救護施設における第三者評価の実施について」により、救護施設版評価基準ガイドライン（全国版の評価基準）が策定。

ウ　社会情勢等の変化
・評価開始以降の、社会情勢及び保護施設の利用者の状況、施設の役割変化等に対応するため。

更生施設と宿所提供施設については、平成17年度に評価を開始しました。
次に、イの国の動向としては、平成30年に厚生労働省の通知救護施設における第三者評価の実施についてにより、全国版の評価基準である救護施設版評価基準ガイドラインが策定されました。
ウ社会情勢等の変化ですが、救護施設、更生施設、宿所提供施設の保護３サービスは、約17年間の間、共通評価項目の見直しが行われておりませんでしたので、
評価開始以降の、社会情勢や保護施設の利用者の状況、施設の役割の変化などに対応するため、必要な見直しを行う必要がありました。

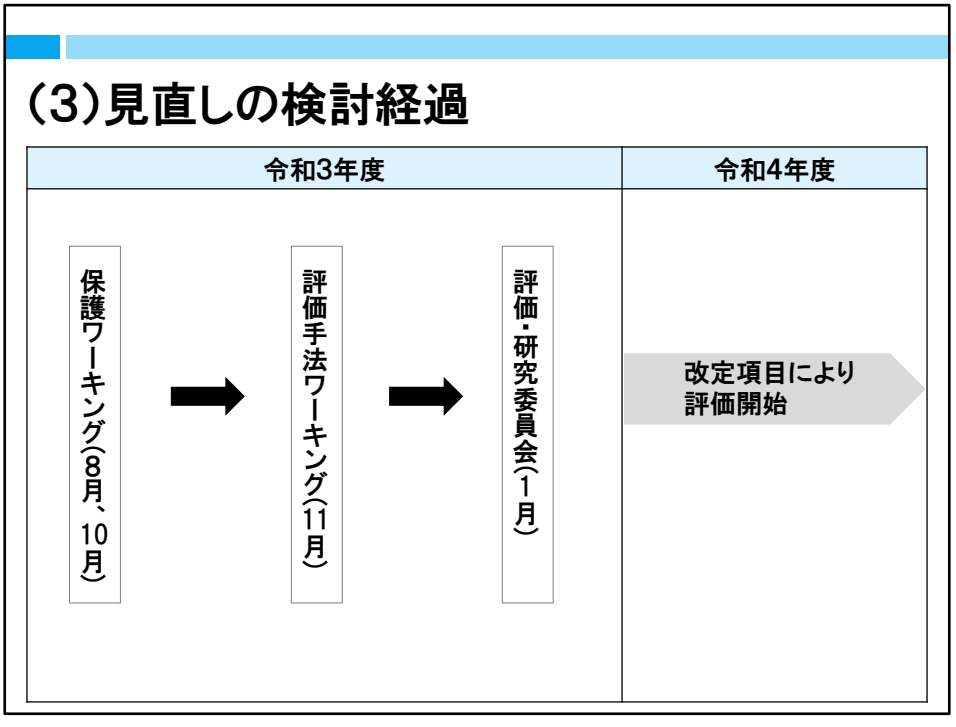

次に、令和３年度の見直しの検討経過についてですが、機構に設置している評価研究委員会、またその下に設置する評価手法ワーキング及び保護ワーキングにて、審議、検討を行いました。
委員会やワーキングは、保護施設の施設長、評価機関の代表者、学識経験者などによって構成され、見直しについて審議をおこないました。

（4）見直しの観点

以下の3つの観点から、事業評価共通評価を見直した。

①	「社会情勢」及び「保護施設の利用者の状況の変化」の反映 ⇒施設の役割として、地域移行支援の重要性の高まり、また、施設利用者の高齢化、障害の重度化への対応が求められるようになった。
②	国の「全国共通第三者評価基準」との整合 ※平成30年9月20日全国社会福祉協議会策定 ⇒救護施設版評価基準ガイドラインとの整合
③	他サービス種別の共通評価項目との整合 ⇒障害分野等のサービス種別の項目との整合性

続いて、今回の共通評価項目の見直しの観点です。
３点あり、１点目は、社会情勢及び保護施設の利用者の状況の変化の反映です。
施設の役割として、地域移行支援の重要性の高まり、また、施設利用者の高齢化、障害の重度化への対応が求められるようになったことなどを反映しています。

２点目は、国の全国共通第三者評価基準との整合です。
平成３０年９月２０日付、厚生労働省社会援護局長通知救護施設における第三者評価の実施についてにより、救護施設版の評価基準ガイドラインが策定されましたので、その内容と整合を図りました。

３点目は、他サービス種別の共通評価項目との整合です。
保護施設には、身体障害、知的障害または精神障害がある方が多く入所しているため、障害分野等のサービス種別の項目との整合性を図りました。

(5)施設の概要

【根拠規定:生活保護法】

○ 救護施設

・身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。

・東京都内に10か所(全て多摩地域)

○ 更生施設

・身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。

・東京都内に11か所(全て23区内)

○ 宿所提供施設

・住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設。

・東京都内に10か所(全て23区内)

次に、施設の概要についてです。
まず、救護施設ですが、救護施設とは、身体上又は精神上、著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。
都内に１０か所、全て多摩地域にあります。

次に、更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。
都内に１１か所、全て２３区内にあります。

最後に、宿所提供施設についてです。
宿所提供施設とは、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設です。
都内に１０か所、全て２３区内にあります。

（6）入居者の状況、関連制度等

○救護施設

□平均年齢：64.7歳、65歳以上の割合：46.8%（平成22年）⇒54.5%（令和元年）*

身体障害者手帳所持者のうち1、2級の割合：35.6%（平成25年）⇒49.6%（令和元年）*

□居宅訓練生活事業の実施（平成16年度～、令和3年度に拡充）

障害者総合支援法の地域移行支援事業の対象化（平成26年4月～）

○更生施設

□精神疾患・障害者の割合（手帳の有無問わず）：36.2%（令和元年）*

身体障害者手帳所持者のうち1、2級の割合：31.9%（令和元年）*

□障害者総合支援法の地域移行支援事業の対象化（平成26年4月～）

○宿所提供施設

□精神疾患・障害者の割合：22.8%（令和元年）*

□都では、緊急一時保護に対応しているところが多く、DV被害者や精神・行動面でのケアが必要な利用者等にも対応。

（＊全国社会福祉協議会調査による）

次に、入居者の状況、関連制度等についてです。

まず、救護施設ですが、入居者の高齢化が進行しており、６５歳以上の割合は、平成２２年は４６.８％でしたが、令和元年は５４.５％に上昇しました。平均年齢は６４.７歳です。
障害の重度化も進んでおり、身体障害者手帳所有者のうち、重い１級、２級の割合が、平成２５年度は３５.６％でしたが、令和元年度には４９.６％と上昇しました。
また、関連する制度として、地域生活に近い環境のもとで生活訓練を行う、居宅訓練生活事業が平成１６年から実施されました。

また、平成２６年度には、障害者総合支援法の地域移行支援事業の対象となっています。
次に、更生施設ですが、精神疾患障害者の割合が高くなっており、令和元年度には３６.２％です。
また、身体障害者手帳所持者のうち、１，２級の割合は、同じく令和元年度で３１.９％です。
関連制度としては、平成２６年度には、障害者総合支援法の地域移行支援事業の対象となっています。

最後に、宿所提供施設です。
こちらも、精神疾患障害者の割合が令和元年度で２２.８％です。
東京都では、緊急一時保護に対応している施設が多く、ＤＶ被害者や精神行動面でのケアが必要な利用者等にも対応しています。
また、本人と同居する世帯員も入所している場合があり、ひとり親世帯等に対する子どもへの養育学習支援や、高齢の親等の支援も行っています。
以上のような入居者の状況の変化や、関連制度の動向に対応して行った共通評価項目の見直しについて、施設種別ごとに説明していきます。

２　救護施設の項目見直し

それでは、救護施設の項目見直しについて、説明します。

救護施設

(1)サービス提供のプロセス項目

6-1-1	利用者等に対してサービスの情報を提供している
6-2-1	サービスの開始にあたり利用者等に説明し、理解を得ている
6-2-2	サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている
6-3-1	定められた手順に従ってアセスメントを行い、利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している
6-3-2	利用者等の希望と関係者の意見を取り入れた個別支援計画を作成している
6-3-3	利用者に関する記録が行われ、管理体制を確立している
6-3-4	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している
6-5-1	利用者のプライバシー保護を徹底している
6-5-2	サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している
6-6-1	手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている
6-6-2	サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている

まず、カテゴリー６の４サービスの実施項目を除いた、サービス提供のプロセス項目の変更についてです。
青色で記した評価項目が、今回変更を行った項目です。
詳しくは次のスライド以降で説明します。

救護施設

6－3－2　利用者等の希望と関係者の意見を取り入れた個別援助計画を作成している

→

6－3－2　利用者等の希望と関係者の意見を取り入れた個別支援計画を作成している

1	計画は、利用者の希望を尊重して作成、見直しをしている
2	計画を利用者にわかりやすく説明し、同意を得るようにしている
3	計画は、見直しの時期・手順等の基準を定めたうえで、必要に応じて見直している
4	計画を緊急に変更する場合のしくみを整備している

まず、評価項目６の３の２利用者等の希望と関係者の意見を取り入れた個別支援計画を作成しているについてです。

現在、救護施設では、全国的に、個別支援計画という名称の様式を使用しているため、施設の実状に合わせ、
従来の援助という表現から、支援という表現に変更しました。

また、利用者の生活を全面的に手助けするということだけでなく、その人の持てる力を引き出したり、その人に応じた環境整備をしたりして、
その人らしく自立して生きられるような支援をすることが、ますます求められていることも踏まえています。

標準項目については、平成17年度から変更はありません。

救護施設

(2)サービスの実施項目

6-4-1	個別支援計画をいかしながら、利用者に合った自立(自律)生活を送るための支援を行っている
6-4-2	利用者の状況に配慮し、おいしい食事を提供している
6-4-3	利用者一人ひとりの障害等の状況に合わせた生活を送るための支援を行っている
6-4-4	利用者の健康を維持するための支援を行っている
6-4-5	日常生活は快適で、利用者意向・自主性を尊重している
6-4-6	施設と家族等との交流・連携を図っている
6-4-7	地域との連携のもとに利用者の生活の幅を広げるための取り組みを行っている

続いてはカテゴリー６の４にあたる、サービスの実施項目について説明します。
青色で記した評価項目が、今回変更を行った項目です。
詳しくは次のスライドで説明します。

救護施設

	6－4－1　個別援助計画をいかしながら、利用者に合った自立（自律）生活を送るための支援を行っている	→	6－4－1　個別支援計画をいかしながら、利用者に合った自立（自律）生活を送るための支援を行っている
1	個別援助計画に基づいて支援を行っている	→	個別支援計画に基づいて支援を行っている
2	利用者の特性に応じて、コミュニケーションの取り方を工夫している		
3	自立支援に必要なさまざまな情報をわかりやすい方法で提供している		
4	必要に応じて対人関係のアドバイス等を行っている		
5	福祉事務所等の関係機関と連携をとりながら、自立に向けた支援を行っている		
6		新設	利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行のための支援を行っている

まず、６の４の１評価項目個別支援計画をいかしながら、利用者に合った自立生活を前提とし、送るための支援を行っているについてです。

サービス提供のプロセス項目6-3-2で説明したとおり、従来の援助という表現から、支援という表現に変更しています。
理由及びその説明は先ほどと同様です。

標準項目１についても、同様です。
標準項目６については、利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行のための支援を行っているという項目を新設しました。
平成16年度から居宅生活訓練事業が実施され、令和３年度から拡充されたことや、平成26年度より、救護施設が障害者総合支援法の地域移行支援事業の対象となったこと、
また、これら事業以外にも地域移行のために、既に様々な取り組みがされていることから、新設しました。

なお、標準項目については、項目の変更はしていませんが、就労意欲のある利用者については、その人にとって適切な就労の支援は何かと考えて実施しているかどうかも確認することとしましたので、項目解説書でご確認ください。

救護施設

6－4－3　利用者一人ひとりの障害状況に合わせた生活を送るための支援を行っている

→

6－4－3　利用者一人ひとりの障害等の状況に合わせた生活を送るための支援を行っている

1	入浴時間は利用者の状況や希望に応じるようにしている	
2	外出が困難な利用者に対しては、利用者の意向に沿って計画的に外出の機会をつくっている	
3	日常の金銭管理については、必要に応じて自己管理や金銭感覚を養うことができるよう支援している	
4		新設　利用者の障害等の状況に応じた機能訓練や生活訓練を行っている

次に、６の４の３評価項目利用者一人ひとりの障害等の状況に合わせた生活を送るための支援を行っているについてです。

障害状況の文言を、障害等の状況と変更し、身体障害、精神障害、知的障害の３つの障害のみでなく、加齢による身体の変化、疾病なども含んだ表現としました。
標準項目４については、利用者の障害等の状況に応じた機能訓練や生活訓練を行っているという項目を新設しました。
利用者の高齢化、障害の重度化などに対応して、施設内での日常生活をできるだけ自分で行えるよう、機能訓練や生活訓練の取組が進められてきていることを反映しました。

救護施設

6－4－4　利用者の健康を維持するための支援を行っている

1	健康状態に関して、利用者の相談に応じ、必要に応じて利用者や家族に説明をしている		
2	必要に応じて、通院等に対する助言や支援を行っている		
3	必要に応じて利用者が自己服薬管理できるよう助言や支援を行っている		
4	服薬管理は誤りがないようにチェック体制の強化などしくみを整えている		
5		新設	利用者の体調変化時には、迅速な対応ができる体制を整えている

次に、評価項目利用者の健康を維持するための支援を行っているについてです。

標準項目５につきまして、利用者の体調変化時には、迅速な対応ができる体制を整えているという項目を新設しました。
これは、高齢化や障害が重度化している利用者が増えていることから、体調急変時の対応も必要になってきたためです。
救護施設における変更は以上です。

救護施設

(3)利用者調査 共通評価項目

※一部抜粋(全体版は、別紙参照)

	共通評価項目	標準調査票　質問文	項目のねらい
7	友人、地域の人等施設職員以外の人と楽しい交流の機会があるか	友人、地域の人など、職員以外の人と楽しく交流できる機会はありますか	・外出の機会や地域の行事等、施設の職員以外の人(友人や地域の人等)と楽しく交流できる機会があるかを調査する。
8(新設)	機能訓練や生活訓練(居宅生活のための訓練・日常生活でのプログラム等)が、生活する力の向上に役立っているか	生活する力をつけるための、機能訓練(リハビリ)や、居宅生活のための訓練、或いは職員と話し合って取り組んでいる日常生活でのプログラム(日課、練習)が、あなたにとって、役に立っていますか	・機能訓練・生活訓練(居宅生活のための訓練、或いは職員と話し合って取り組んでいる日常生活でのプログラム(日課、練習)が、利用者にとって、生活する力の向上に役立つと感じられているかを調査します。

○ 事業評価の共通評価項目に、「地域生活への移行のための支援」及び「　機能訓練・生活訓練」の項目を新設したことによる。

続いて、利用者調査の共通評価項目の変更についてです。

８番に、共通評価項目として、機能訓練や生活訓練、居宅生活のための訓練、日常生活でのプログラム等が、生活する力の向上に役立っているかを新設しました。
標準調査票の質問文としては、生活する力をつけるための、機能訓練リハビリや、居宅生活のための訓練、あるいは、職員と話し合って取り組んでいる日常生活でのプログラム日課、練習が、
あなたにとって、役に立っていますかを、利用者に聞きます。

この共通評価項目のねらいは、機能訓練、生活訓練居宅生活のための訓練、あるいは、職員と話し合って取り組んでいる日常生活でのプログラム日課、練習が、利用者にとって、生活する力の向上に役立つと感じられているかを調査することです。
この項目は、事業評価共通評価項目の６の４の１に、地域生活への移行のための支援、６の４の３に、機能訓練や生活訓練の項目を新設したため、利用者調査の共通評価項目として新設したものです。
なお、質問文については、施設の実情にあわせ、利用者の理解しやすい表現にすることができます。

３　更生施設の項目見直し

続いて、更生施設の項目見直しについて説明します。

更生施設

(1)サービス提供のプロセス項目

6-1-1	利用者等に対してサービスの情報を提供している
6-2-1	サービスの開始にあたり利用者等に説明し、理解を得ている
6-2-2	サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている
6-3-1	定められた手順に従ってアセスメントを行い、利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している
6-3-2	利用者等の希望と関係者の意見を取り入れた個別の支援計画を作成している
6-3-3	利用者に関する記録が行われ、管理体制を確立している
6-3-4	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している
6-5-1	利用者のプライバシー保護を徹底している
6-5-2	サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している
6-6-1	手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている
6-6-2	サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている

まず、カテゴリー６の４サービスの実施項目を除いた、サービス提供のプロセス項目の変更について説明します。
青色で記している評価項目が今回変更を行った項目です。
詳しくは次のスライド以降で説明します。

更生施設

6－3－2　利用者等の希望と関係者の意見を取り入れた個別援助計画を作成している

→

6－3－2　利用者等の希望と関係者の意見を取り入れた個別の支援計画を作成している

1	計画は、利用者の希望を尊重して作成、見直しをしている
2	計画を利用者にわかりやすく説明し、同意を得るようにしている
3	計画は、見直しの時期・手順等の基準を定めたうえで、必要に応じて見直している
4	計画を緊急に変更する場合のしくみを整備している

評価項目６の３の２利用者等の希望と関係者の意見を取り入れた個別の支援計画を作成しているについてです。

現在、更生施設では、自立支援計画書など、支援という表現を使用した名称が殆どであるため、施設の実状に合わせ、
従来の援助という表現から、支援という表現に変更しました。

また、利用者の生活を全面的に手助けするということだけでなく、その人の持てる力を引き出したり、その人に応じた環境整備をしたりして、
施設の中であっても、或いは地域生活に移行しても、その人らしく自立して生きられるような支援をすることが、ますます求められていることも踏まえています。

なお、統一様式ではないところから、個別の支援計画、と表現しています。

標準項目については、平成17年度から変更はありません。

更生施設

(2)サービスの実施項目

6-4-1	個別の支援計画をいかしながら、利用者に合った自立生活を送るための支援を行っている
6-4-2	利用者の自立に向けた就労の支援を行っている
6-4-3	利用者の健康を維持するための支援を行っている
6-4-4	利用者の生活が快適になるような支援を行っている
6-4-5	地域との連携のもとに利用者の生活の幅を広げるための取り組みを行っている

続いてはカテゴリー６の４にあたる、サービスの実施項目について説明します。
青色で塗りつぶされている評価項目が、今回変更を行った項目です。
詳しくは次のスライドで説明します。

更生施設

	6－4－1　個別援助計画をいかしながら、利用者に合った自立生活を送るための支援を行っている	6－4－1　個別の支援計画をいかしながら、利用者に合った自立生活を送るための支援を行っている
1	個別援助計画に基づいて支援を行っている	個別の支援計画に基づいて支援を行っている
2	福祉事務所等の関係機関と連携を取りながら、自立に向けた支援を行っている	
3	利用者自身での解決が難しい問題に対して、外部の機関（法律扶助協会・ＡＡ等）と連携を図りながら専門的な支援を行っている	利用者自身での解決が難しい問題に対して、外部の機関（法テラス・ＡＡ等）と連携を図りながら専門的な支援を行っている
4	自立に必要な基本的生活習慣については、利用者が自らできるよう支援を行っている	
5	生活の場の確保に向けて、アパート、他施設に関する情報の提供などの支援を行っている	
6		新設　利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行のための支援を行っている

評価項目６の４の１個別の支援計画をいかしながら、利用者に合った自立生活を送るための支援を行っているについてです。

従来の援助という表現から、支援という表現に変更しました。
理由及びその説明は、サービス提供のプロセス項目6-3-2で説明したとおりです。

標準項目１についても、同様です。
標準項目３につきましては、法律扶助協会は２００７年に解散し、事業は法テラスに引き継がれているため、名称を変更しました。
標準項目６につきましては、利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行のための支援を行っているという項目を新設しました。
これは、救護施設と同様に、平成26年度より、更生施設が障害者総合支援法の地域移行支援事業の対象となり、地域移行のために、既に施設が様々な取り組みを行っていることから、そこを評価するために項目を新設したものです。

更生施設

6－4－3　利用者の健康を維持するための支援を行っている

1	服薬管理は誤りがないようチェック体制を整えている		
2	利用者からの健康に関する相談に日常的に対応している		
3	心身の健康を維持するために必要な情報を提供している		
4		新設	必要に応じて通院等に対する助言や支援を行っている
5		新設	利用者の体調変化時には、迅速な対応ができる体制を整えている

次に、評価項目６の４の３利用者の健康を維持するための支援を行っているについてです。

標準項目４については、必要に応じて通院等に対する助言や支援を行っているという文言を新設しました。
これは、更生施設では、高齢や精神疾患のある利用者の方など、医療的支援が必要な方が増えていることによります。
標準項目５につきましては、利用者の体調変化時には、迅速な対応ができる体制を整えているという項目を新設しました。
これも同様に、更生施設においても、高齢者や、障害が重度化している利用者の方がいることから、体調急変時の対応について、項目を新設したものです。
更生施設については、利用者調査の共通評価項目の変更はありません。
更生施設における変更は以上です。

4　宿所提供施設の項目見直し

続いて、宿所提供施設の項目見直しについて説明します。

宿所提供施設

(1)サービス提供のプロセス項目

6-1-1	利用者等に対してサービスの情報を提供している
6-2-1	サービスの開始にあたり利用者等に説明し、理解を得ている
6-2-2	サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている
6-3-1	必要に応じて、定められた手順に従ってアセスメントを行い、利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している
6-3-2	利用者等の希望と関係者の意見を取り入れた世帯の支援方針を作成している
6-3-3	利用者に関する記録が行われ、管理体制を確立している
6-3-4	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している
6-5-1	利用者のプライバシー保護を徹底している
6-5-2	サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している
6-6-1	手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている
6-6-2	サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている

まず、カテゴリー６の４サービスの実施項目を除いた、サービス提供のプロセス項目の変更について説明します。

青色で塗りつぶされている評価項目が今回変更を行った項目です。
詳しくは次のスライド以降で説明します。

宿所提供施設

6－3－2　利用者等の希望と関係者の意見を取り入れた世帯の援助方針を作成している		6－3－2　利用者等の希望と関係者の意見を取り入れた世帯の支援方針を作成している	
1	援助方針は、利用者の希望を尊重して作成、見直しをしている	1	支援方針は、利用者の希望を尊重して作成、見直しをしている
2	援助方針を利用者にわかりやすく説明し、同意を得るようにしている	2	支援方針を利用者にわかりやすく説明し、同意を得るようにしている
3	援助方針は、見直しの時期・手順等の基準を定めたうえで、必要に応じて見直している	3	支援方針は、見直しの時期・手順等の基準を定めたうえで、必要に応じて見直している
4	援助方針を緊急に変更する場合のしくみを整備している	4	支援方針を緊急に変更する場合のしくみを整備している

評価項目利用者等の希望と関係者の意見を取り入れた世帯の支援方針を作成しているについてです。

標準項目１から４についてですが、宿所施設においては、支援方針、支援プログラム等の名称を一般的に使用していることから、
従来の援助という表現から、支援という表現に変更しました。

宿所提供施設

6－3－3　利用者に関する記録が
行われ、管理体制を確立している

1	利用者一人ひとりや世帯に関する必要な情報を記載するしくみがある	
2	援助方針に沿った具体的な支援内容と、その結果利用者の状態がどのように推移したかについて具体的に記録している →	支援方針に沿った具体的な支援内容と、その結果利用者の状態がどのように推移したかについて具体的に記録している

評価項目「利用者に関する記録が行われ、管理体制を確立しているについてです。

標準項目２につきまして、こちらも、１つ前のスライドと同じく、援助方針の文言を、支援方針に変更しております。
理由及びその説明は、サービス提供のプロセス項目6-3-2で説明したとおりです。

宿所提供施設

6－3－4　利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している

1	援助方針の内容や個人の記録を、支援を担当する職員すべてが共有し、活用している	支援方針の内容や個人の記録を、支援を担当する職員すべてが共有し、活用している
2	申し送り・引継ぎ等により、利用者に変化があった場合の情報を職員間で共有化している	

評価項目利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化しているについてです。
標準項目１について、同じく、援助方針の文言を、支援方針に変更しております。

宿所提供施設

(2)サービスの実施項目

6-4-1	世帯の支援方針に基づき、自立生活に向けた支援を行っている
6-4-2	利用者の生活が快適になるような取り組みを行っている
6-4-3	利用者の健康を維持するための支援を行っている
6-4-4	地域との連携のもとに利用者の生活の幅を広げるための取り組みを行っている

続いてはカテゴリー６の４にあたる、サービスの実施項目について説明します。

青色で塗りつぶされている評価項目が、今回変更を行った項目です。
詳しくは次のスライドで説明します。

宿所提供施設

6－4－1　世帯の援助方針に基づき、自立生活に向けた支援を行っている	→	6－4－1　世帯の支援方針に基づき、自立生活に向けた支援を行っている

1	援助方針に基づいて支援を行っている	→	支援方針に基づいて支援を行っている
2	福祉事務所等の関係機関と連携を取りながら、自立に向けた支援を行っている		
3	必要に応じて外部の専門機関と連携し、困難な問題を解決するための体制を整えている		
4	自立に必要な基本的生活習慣については、利用者が自らできるよう支援を行っている		
5	自立生活に向けて、アパート、他施設に関する情報の提供など、退所に向けた支援を行っている		
6		新設	世帯員に対して必要な支援を行っている

評価項目世帯の支援方針に基づき、自立生活に向けた支援を行っているについてです。

標準項目１につきましては、先程と同じです。
標準項目６につきましては、世帯員に対して必要な支援を行っているという項目を新設しました。
これは、宿所提供施設においては、利用者本人とともに、その子どもや親などが一緒に、世帯として住んでいる場合があり、世帯員にとって課題や支援の必要性がある場合があるためです。
例えば、DV被害女性、ひとり親世帯等に対する子どもへの養育や、学習に対する支援や、高齢の親を介護サービスにつなげるための支援などです。
宿所提供施設については、利用者調査の共通評価項目の変更はありません。
宿所提供施設における変更は以上です。

5　項目の見直しに伴う評価手法について

次は、講義内容の５点目、項目の見直しに伴う評価手法について説明します。

変更ありません

【評価実施に係る人数】
3名以上の評価者が一貫して行う

【利用者調査】
（調査対象）
利用者本人
※宿所提供施設のみ、主に世帯主を対象とする世帯ごとの調査とする
（調査方法）
聞き取り方式又はアンケート方式
有効回答者数が3未満になった場合は、場面観察方式を別途実施する

【任意に実施する共通評価項目(組織マネジメント項目の一部)】
対象外

【利用者調査とサービス項目を中心とした評価】
対象外

保護施設、更生施設、宿所提供施設の評価手法について、今回の項目見直しに伴う変更はありません。

評価実施に係る人数は、原則どおり３名以上の評価者が一貫して行います。
次に、利用者調査についてですが、調査対象は、利用者本人です。
ただし、宿所提供施設のみ、主に世帯主を対象とする、世帯ごとの調査とします。

調査方法は、聞き取り方式又はアンケート方式です。
有効回答数が３未満になった場合は、場面観察方式を別途実施します。
次に、任意に実施する共通評価項目、これは組織マネジメント項目の一部ですが、こちらは対象外、となっております。
最後に、利用者調査とサービス項目を中心とした評価も対象外です。標準の評価で実施していただくこととなります。

６　機構からのお願い

最後に、当機構からのお願いについてです。

評価を行う際には、項目解説書をお読みいただいた上で、実施いただきますようお願いいたします。

（ガイドブック巻末CDにデータあり）

ガイドブックに添付したＣＤに収録されている項目解説書についてもお読みいただいた上で、評価を実施いただきますようお願いいたします。
項目解説書には、評価項目のねらいや、評価の確認ポイント、評価を行う際の留意点などが詳細に記載されており、評価に行った際に何を見ればよいのか、また、評価の事前準備にも役立ちます。

講義Ⅳに関する説明は、以上です。
確認テストに進んでください。